

# 第2次 桶川市子供読書活動推進基本計画



## 【基本の方針】

- (1) 家庭・地域・学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- (2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
- (3) 子供が読書活動に親しむための推進体制の整備

平成 28 年 10 月

桶川市教育委員会

## はじめに

読書活動は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子供たちは本との出会いの中で、楽しみながら、他人を思いやる心や人生の知恵を学びます。また、幼児期からの読み聞かせや読書は、子供の心の健全な成長を促すこととなります。

こうした読書の意義を踏まえ、本市では、平成17年3月に「桶川市子ども読書活動推進基本計画」を策定し、子供の読書活動の推進のため、家庭・地域・学校が一体となった取組を進めてきたところです。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成25年5月には、国の「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。そして、埼玉県は、この計画を基本として、平成26年7月に、「埼玉県子供読書活動推進計画」を策定しました。

このような状況を踏まえて、桶川市教育委員会では、家庭・地域・学校等における今後の子供たちの読書活動の推進に資するため、「第2次桶川市子供読書活動推進基本計画」を策定いたしました。

次代を担う心豊かな子供たちを育成するため、家庭・地域・学校等が一体となって、子供が読書活動に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてまいります。

平成28年10月

桶川市教育委員会教育長 前島 富雄

## 第2次桶川市子供読書活動推進基本計画 目次

はじめに

### 第1章 第2次計画策定の趣旨

- 1 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 基本の方針
- 4 第1次計画期間における取組・成果と課題
  - (1) 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
  - (2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
  - (3) 子供の読書活動に親しむための推進体制の整備

### 第2章 子供の読書活動の推進のための方策

- 1 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
    - (1) 家庭における推進
    - (2) 地域における推進
      - ア 市立の各図書館における推進
        - (ア) 資料の整備・充実
        - (イ) 設備等の整備・充実
        - (ウ) 図書館職員研修等の充実

【事例1】市立図書館における事例

      - (エ) セカンドブック事業
    - イ 児童館・放課後児童クラブ・放課後子供教室における推進
    - ウ 民間団体等における推進
  - (3) 学校等における推進
    - ア 保育所における推進

【事例2】保育所における事例

  - イ 小・中学校における推進
- 【事例3】小・中学校における事例
- (ア) 図書資料の整備・充実

- (イ) 設備等の整備・充実
- (ウ) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進
  - 司書教諭の配置
  - 学校図書館教育補助員の配置
  - 地域との協力
- ウ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実
- エ 市立の各図書館・学校・民間団体等の連携・協力

## 2 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

- (1) 「子供読書の日」を中心とした啓発・広報
- (2) 優良な図書の普及

## 3 子供の読書活動に親しむための推進体制の整備

### 資 料

- 1 読書活動に関する現状
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

## 第 1 章 第 2 次計画策定の趣旨

### 1 計画の目的

子供が、豊かな心をもち、人生をより深く生きる力を身に付けることは何にも増して重要です。読書活動は、そうした心と力をはぐくむために欠くことができません。

そこで、この「第 2 次桶川市子供読書活動推進基本計画」は、第 1 次計画の取組の成果と課題を踏まえ、子供の自主的な読書活動を推進するため、積極的にその環境整備を計画的に進め、子供の健やかな成長に資することを目的とします。

### 2 計画の期間

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までのおおむね 5 年間とし、必要に応じて見直しを行います。本計画における「子供」とは、おおむね 18 歳以下の者をいいます。

### 3 基本的方針

本市では、国及び埼玉県の基本的方針を踏まえ、次の 3 項目を計画の基本的方針とします。

- (1) 家庭・地域・学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- (2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
- (3) 子供が読書活動に親しむための推進体制の整備

### 4 第 1 次計画期間における取組・成果と課題

- (1) 家庭・地域・学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

#### ア 市立図書館における取組・成果と課題

##### 取組・成果

- ・地域で子供読書活動を推進するボランティア活動の拠点、学習の場として重要な役割を果たしてきました。また、ボランティアと職員が協力し、毎週土曜日、また季節ごとに図書館でおはなし会を行い、子供の読書活動の推進に貢献しました。
- ・学校図書館やボランティア団体への図書などの団体貸し出しを

行い、読書活動の推進を図っています。

- ・図書館資料を計画的に収集し、その充実を図りました。破損の激しい資料については、その更新を行いました。
- ・学校図書館等関係機関との情報交換の推進に努めました。
- ・図書館職員の資質・能力の向上を図るため、計画的かつ積極的に職員研修の推進に努めました。
- ・生涯学習の中心施設として、中央図書館機能の整備を行いました。（平成27年10月、中央図書館機能を備えた桶川市立駅西口図書館がリニューアルオープンしました。）

#### **課題**

- ・ボランティアの高齢化、新規ボランティア参加が少ないことにより、依頼するボランティアの確保が課題となっています。

#### **解決策**

- ・講座、講演会などにより、ボランティアへの啓発や人材育成を図ります。

### **イ 児童館・放課後児童クラブにおける取組・成果と課題**

#### **取組・成果**

- ・児童館では、児童館職員がおはなし会を月2回程度実施しています。
- ・放課後児童クラブでは、ボランティア団体が定期的に読み聞かせを行っています。
- ・おはなし会や読み聞かせを行ったことにより、自主的に読書する児童の増加に繋がりました。

#### **課題**

- ・おはなし会や読み聞かせ以外での読書ができる空間づくりが課題であります。

#### **解決策**

- ・図書コーナーや図書室等の利用により読書ができる空間づくりを進めています。

### **ウ 市立保育所における取組・成果と課題**

#### **取組・成果**

- ・保育所では、ボランティア団体や担任が積極的に絵本の読み聞かせを定期的に行っています。また、懇談会等で、保護者に絵

本の読み聞かせの大切さを伝え、家庭でも読み聞かせ等を行ってもらえるように呼びかけています。

- ・各クラスで絵本の貸し出しコーナーを設けて、児童や保護者が絵本を気軽に借りられるような環境を整えています。
- ・絵本の読み聞かせを積極的に行ったことにより、子供たちも自ら絵本を借りるようになりました。また、家庭での読み聞かせ等も浸透してきました。
- ・読み聞かせをすることにより、感性が磨かれ、想像力がはぐくまれるようになりました。

#### **課題**

- ・新しい本を購入するための予算確保が課題です。

#### **解決策**

- ・新しい本を購入することは難しいですが、市内の企業などから絵本等の寄贈を受け入れていることにより、新しい本を確保することができています。

### **エ 小・中学校における取組・成果と課題**

#### **取組・成果**

- ・読書に親しむ態度や読書習慣に係る取組や司書教諭・学校図書館教育補助員などを活用した取組を行っています。
- ・昼休みに小学校低学年向けの読み聞かせを行っています。  
(月1回)
- ・11月の読書月間に合わせて、①読書の木②交流学級の教員による読み聞かせ③読書感想文の紹介④お薦めの本の紹介を行っています。
- ・上記の取組等から、読書が好きと答えた児童は74.2%であり、多くの児童が読書に対する意欲をもつことができました。
- ・学校応援団、図書ボランティアの方を中心に学校行事へ参加してもらいました。卒業生や未就学児童も参加してペープサートや大型絵本の読み聞かせにより、読書活動に対する関心や理解を高めることができました。

#### **課題**

- ・読書の方が学校だけに偏っている現状が見られます。

#### **解決策**

- ・今後は、より一層家庭との連携を図っていきます。また、引き

続き、授業における学校図書館の利用の機会を増やしていきます。

## (2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

### ア 「子供読書の日（4月23日）」における取組・成果と課題

#### 取組・成果

- ・ボランティアと協力して、市立の各図書館（2館1分室）にて、毎週土曜日、おはなし会を行っています。
- ・「子供読書の日」を記念したボランティアによるおはなし会を行っています。
- ・「彩の国教育の日（11月1日）」を中心に子供による読み聞かせ講習会を行っています。

#### 課題

- ・ボランティアの高齢化、減少により、依頼できるボランティアの確保が課題となっています。

#### 解決策

- ・ボランティアの確保ができるよう、継続して募集していきます。

### イ 「優良な図書の普及」における取組・成果と課題

#### 取組・成果

- ・児童向け図書の紹介・広報事業として、毎月児童向け広報誌を発行し、図書の紹介を行っています。また、その広報誌を、市内の小・中学校、保育所、放課後児童クラブ、児童館他関係各所へ配布しています。
- ・市立の各図書館に図書の展示コーナーを設け、テーマごとの図書の紹介を行って、利用の促進を図っています。

#### 課題

- ・更なる利用促進のため、広報等での本の情報提供について工夫が必要です。

#### 解決策

- ・広報等で本の情報提供をしていきます。

## (3) 子供が読書活動に親しむための推進体制の整備

子供の読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子供の自主的な読書活動の推進を



図るような体制の整備に努める必要があります。

子供の読書活動に関する施策を総合的、計画的に推進するため、学校、図書館、地域、家庭が連携・協力して推進体制が更に整備されるよう働きかけます。

## 第2章 子供の読書活動推進のための具体的な方策

### 1 家庭・地域・学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

#### (1) 家庭における推進

家庭においては、保護者が子供の読書活動の意義や重要性について理解し、読み聞かせをしたり、子供と一緒に本を読んだりするなど、子供が読書と出会うきっかけを作ることが求められています。

そこで、家庭教育に関する講座や保護者が集まる機会を利用して、読み聞かせや読書の重要性について保護者への理解を促進します。

また、「家庭教育手帳」の活用を図り、親子で一緒に図書館に行くなど、子供が小さい頃から本に接するよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解を働きかけていきます。

#### (2) 地域における推進

##### ア 市立の各図書館における推進

図書館は、たくさんある図書の中から、子供が自分で読みたい本を自由に選び、読書する楽しみを知ることのできる場所です。

一方、保護者にとっては、子供の本を選択したり、選択の仕方を相談したりできる場所です。

また、地域で子供読書活動を推進するボランティア活動の拠点、学習の場として重要な役割を果たしています。

引き続きボランティアと職員が協力し、毎週土曜日に図書館で行っているおはなし会及び各季節の特別事業の推進を図ります。

##### (ア) 資料の整備・充実

一般図書、児童図書、点字図書、郷土資料、視聴覚資料、電子資料等を計画的に収集し、資料の充実を図ります。

また、破損・汚損が激しい基本資料等の更新を図ります。

##### (イ) 設備・サービス等の整備・充実

生涯学習の中心施設として、図書館サービスの充実が望まれています。

乳幼児連れでも利用しやすい施設づくりを目指します。

インターネットを活用した図書資料の情報収集に努めるとともに、学校図書館等関係機関との情報交換の推進に努めます。

### (ウ) 図書館職員研修等の充実

図書館職員は、児童図書をはじめ図書資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子供読書活動に対する相談・指導など子供読書活動の推進に重要な役割を果たしています。

その資質・能力の向上を図るため、計画的かつ積極的に職員研修の推進に努めます。

#### 【事例1：市立図書館における取組事例】

- ・ 図書館では毎週土曜日、午後3時から、ボランティアの協力も得ながら、おはなし会を行っています。
- ・ 季節ごとにおはなし会を行い、子供たちが本に親しめるよう、そのきっかけづくりを行っています。
- ・ 11月の「彩の国教育の日」に合わせ、市内小・中学校の協力を得ながら、「読み聞かせ」をしてくれる児童生徒を募集し、ボランティアの指導後、実際に読み聞かせを行ってもらっています。
- ・ 読書通帳を発行し、子供たちが自分の読書の記録を残せるようにします。

### (エ) セカンドブック事業の実施

赤ちゃん検診時に、子供たちと絵本を楽しむ体験とともに絵本を手渡す活動として、ブックスタート事業があります。さらに三歳児検診や小学校入学時に、年齢に合った絵本を渡すセカンドブック事業が広がっています。

「セカンドブック事業」として、小学校入学の児童に絵本をプレゼントします。本を贈呈することにより、子供自身が読書の楽しさを知るきっかけをつくり、自発的な読書活動につながることを目的としています。読書の楽しさを知り、それをお互いに紹介し合うことにより、本で人と人が繋がっていることができるように努めていきます。

### イ 児童館・放課後児童クラブ・放課後子供教室における推進

児童館は、図書室を気軽に活用でき、身近に感じられる読書施設としていくことが求められています。

今後も、児童館の図書室を充実させ、気軽に閲覧できるような配慮や、希望図書の貸出しの実施など、子供が気軽に読書に親しむことができるよう努めていきます。

放課後児童クラブでは、自由時間の中で読書ができる空間づくりに配慮し、文庫本の充実を図っていきます。

放課後子供教室では、コーディネーターが本を選択し図書館から借り受けたり、図書ボランティアがスタッフとして「ふれあいの時間」の中で読み聞かせを行ったり、連携を図るとともに読書時間の充実に努めています。

## ウ 民間団体等における推進

民間団体の地域における読書活動として地域文庫が挙げられます。桶川市内には本の貸出しやおはなし会などの読書活動を行っている地域文庫が2か所あり、子供が本に親しむ身近な場として利用されています。また、地域文庫と読み聞かせを行うボランティア団体が構成メンバーとなっている文庫連絡会は、放課後児童クラブなどへの朗読活動を行っています。これらの活動は、住民の自主的な取組に支えられています。

今後も、地域文庫への支援とともに、子供の読書活動に関わるボランティア等の養成や、その専門的技能の向上のための支援に努めていきます。

## (3) 学校等における推進

### ア 保育所における推進

保育所保育指針では、子供の発達（年齢）に応じて、保育のねらいや配慮事項等を定めています。この指針の中で、6か月から年齢区分に応じて、絵本、紙芝居、童話や詩との関わりなどが示されています。

保育所では、年齢に応じて、絵本の読み聞かせや紙芝居などを取り入れた保育が行われています。

乳幼児が年齢に応じて絵本などに親しむことができるよう、絵本や物語等の積極的な活用や、読み聞かせの機会の確保と充実を図ります。

#### 【事例2：市立保育所における取組事例】

- ・ボランティア団体によるお話会の開催（毎月）
- ・保育士による積極的な読み聞かせの実施
- ・絵本の貸し出し
- ・絵本だよりの発行

## イ 小・中学校における推進

市内の小・中学校では、これまでさまざまな教育活動をとおして読書活動を推進してきました。「朝の一斉読書」や「読み聞かせ」、あるいは「読書週間の設定」など、各学校が特色ある読書活動に取り組んできました。

子供たちが読書の楽しさを味わうことができるような、また、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるような教育活動を推進することは学校の重要な役割です。

そこで、校長のリーダーシップの下、司書教諭・学校図書館教育補助員を中心として学校全体で組織的、計画的に読書活動を推進していきます。また、学校図書館の機能が十分に発揮できるよう、その活用と充実を図りながら、小・中学校における読書活動を充実していきます。具体的には以下のような取組を推進していきます。

### 【事例3：市立小・中学校における取組事例】

- ・朝の読書タイム
- ・桶川市子供のおはなし会の実施
- ・読書月間の取組
- ・学級文庫の設置
- ・リクエスト本の積極的な購入
- ・図書委員会活動の活性化

#### (ア) 図書資料の整備・充実

学校図書館には、豊かな心をはぐくむ読書センターとしての機能と、児童生徒の学習活動を支援する学習情報センターとしての機能があります。

今後は、計画的、効果的に選書、購入に努めて蔵書を充実させ、図書資料の整備を図っていきます。

#### (イ) 設備等の整備・充実

学校図書館が子供たちにとってより身近で、つい足を運びたくなるような「心のオアシス」となるよう、学校図書館の環境整備を図っていくことが重要です。

そこで、校長のリーダーシップの下、司書教諭・学校図書

館教育補助員を中心として学校図書館の環境整備に取り組むとともに、学校応援団図書ボランティア等の協力を得て、学校図書館の環境づくりを進めていきます。具体的には、読書に必要なスペースの確保、掲示資料など興味をひくための工夫、図書の整理や図書紹介コーナーの設置、開館時間の確保など、学校の実態に即した学校図書館の充実を図り、一層魅力的、機能的な学校図書館づくりを推進します。

## **(ウ) 学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進**

### **a 司書教諭の配置**

学校図書館法では12学級以上の学校に、学校図書館司書教諭の配置が義務付けられています。市内の小・中学校では、平成13年度より全校に司書教諭を配置して学校図書館の充実に努めています。

今後も、学校図書館の運営、活用について中心的な役割を担う存在として、市内全小・中学校に司書教諭を配置していきます。また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促します。

### **b 学校図書館教育補助員の配置**

桶川市では、平成12年度より各学校に1人の学校図書館教育補助員を配置しています。学校図書館教育補助員は、校長の監督のもと、司書教諭と連携して、図書の整理や貸し出し、読書に関する支援や読み聞かせ、学校図書館との連絡調整などに取り組んでいます。

今後も、市内全小・中学校に学校図書館教育補助員を配置し、学校図書館教育の充実を図ります。

### **c 地域との協力**

桶川市立小・中学校の中には、学校図書館で保護者や地域の方がボランティア活動をしてくださっている学校があります。図書の整理や読み聞かせなどを通して、学校図書館を使いやすくしたり、読書活動を推進したりしていただいております。

今後も各学校の取組がさらに充実するよう、地域との協力を推進していきます。

#### **ウ 障害のある子供のための諸条件の整備・充実**

障害のある子供の読書活動を推進するためには、学校図書館の諸条件をさらに整備・充実する必要があります。

そこで、市立の各図書館との連携を図りながら、絵本や紙芝居、拡大図書、あるいは録音資料や映像資料等、各学校の子供の障害の内容に応じた図書や資料の充実を図っていきます。

#### **エ 市立の各図書館・学校・民間団体等の連携・協力**

図書館と学校図書館は、定期的に会議や研修会を実施し、読書活動の推進を図っています。また、学校図書館への団体貸し出しなど積極的な連携・交流を図っています。

地域においては、読み聞かせボランティアの活動が活発化し、図書館と協力・連携しておはなし会を行うなど、子供読書活動の推進に貢献しています。

今後は、図書館、学校及びボランティアのネットワーク化を推進しつつ、ボランティア活動の場を広げてまいります。

## 2 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

### (1) 「子供読書の日（4月23日）」を中心とした啓発・広報

現在、市立の各図書館及び公民館施設を利用し、図書館ボランティアの協力を得て、おはなし会、絵本及び紙芝居の読み聞かせ、並びにパネルシアター等の子供読書活動を毎週土曜日の午後2館1分室で実施しています。

また、秋の読書週間や「彩の国教育の日（11月1日）」を中心に、司書教諭及びボランティアと連携・協力し、子供読み聞かせ講習会を実施しています。

今後は、子供の読書活動に関する理解と関心を更に高めるため、ポスター、ちらし等の作成・配布などにより、「子供読書の日」の啓発と広報に努めます。さらに、「子供読書の日」にちなんだ事業として実施している各季節ごとのおはなし会等の取組の一層の充実を図ります。

また、市立の各図書館では、読書週間及び「子供読書の日」に関連して、学校や読書活動団体等と連携して、子供だけでなく大人への啓発・広報の充実を図ります。

### (2) 優良な図書の普及

現在、図書館では、推薦図書、推奨図書、児童向け図書の紹介・広報事業として、冊子やちらしの作成・配布を行っています。

今後、より一層使いやすく親しみのある冊子やちらしを作成し、配布先を拡充していくとともに、広報媒体を幅広く活用しての普及を図ってまいります。

また、家庭への優良な図書の紹介を推進するために、関係機関との連携を深めるとともに、保護者会などを活用して、学校が優良な図書のちらしの配布や呼びかけを行うなど、保護者の理解と関心が高まるような普及方法に努めます。

さらに、学校や市立の各図書館には、優良な図書コーナーを設置して、広報と利用の促進を図ります。



### 3 子供の読書活動に親しむための推進体制の整備

子供の読書活動を推進するためには、市内関連施設の連携を図り、総合的に施策を推進する必要があります。そのため、具体的な連携のあり方を検討し、それぞれの役割を担いながら相互の連携・協力体制の充実に努めます。

また、民間団体が主体性をもち、活動内容を充実させていくことは、子供の読書活動の一層の推進に資することになります。

そこで、市の関係機関と民間団体及び民間団体相互の連携・協力のあり方について検討し、その体制の整備の充実を図ります。

## 資 料

### 1 読書活動に関する現状

(1) 朝の一斉読書を実施している学校（実施率）

区分	平成25年度	平成27年度
小学校	100%	100%
中学校	100%	100%

※平成26年度は未調査

(2) ボランティア等と連携して読み聞かせを行っている学校(実施率)

区分	平成25年度	平成27年度
小学校	100%	100%
中学校	25%	25%

※平成26年度は未調査

(3) 学校図書館図書標準に照らした充足率

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	96.4%	98.7%	100.9%	103.2%
中学校	97.1%	98.7%	100.9%	101.7%

(4) 学校図書貸出し状況（学年別貸出し状況）

小学校	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	計
平成24年度	847	5,947	23,453	16,246	10,123	8,966	65,582
平成25年度	1,577	4,692	24,550	18,147	11,179	8,190	68,335
平成26年度	3,677	5,485	23,563	16,633	11,357	9,546	70,261
平成27年度	2,234	5,374	22,878	15,500	12,224	6,726	65,936

中学校	第1学年	第2学年	第3学年	計
平成24年度	2,521	2,721	1,920	7,162
平成25年度	5,532	2,752	2,192	10,476
平成26年度	4,952	3,207	3,434	11,593
平成27年度	6,550	2,988	2,482	12,020

\*貸出しカードに記入されたものを集計。

☆小学校第3学年から第4年生になるときに貸出し状況は下降傾向にある。その原因と今後の対策については下記のとおりである。

## 原因

上の学年になるにつれて、係り活動や児童会活動、学校行事の役割が増え、時間の確保ができることがあげられます。また、図書室の使用開始には図書室に興味があり、足を運ぶ児童も多くいますが、徐々に興味が薄れてしまっていくことも原因として考えられます。

## 対策

今後、学級や学年で意図的に読書の時間を設けることや、児童の興味のある図書を数多く配架することで、貸出状況を向上させていきたいと考えます。

### (5) 学校図書館における児童・生徒一人当たりの貸出数

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	16冊	17冊	24冊	23冊
中学校	4冊	5冊	6冊	6冊

### (6) 学校図書館における貸出人数／在籍児童生徒数（率）

区分	平成26年度	平成27年度
小学校	96%	99%
中学校	48%	57%

### (7) 学校の授業時間以外について、普段（月～金）の1日あたりの読書時間（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）

（全国学力・学習状況調査より）

#### ア 小学校第6学年

選択肢	1	2	3	4	5	6
平成26年度	6.9%	7.8%	23.5%	27.5%	15.8%	18.5%
平成27年度	5.3%	10.5%	25.8%	23.6%	15.8%	18.9%

#### イ 中学校第3学年

選択肢	1	2	3	4	5	6
平成26年度	9.7%	10.8%	20.2%	32.4%	10.0%	16.8%
平成27年度	7.2%	9.4%	17.7%	23.5%	12.5%	29.7%

1. 2時間以上      2. 1時間以上2時間より少ない  
3. 30分以上1時間より少ない      4. 10分以上30分より少ない  
5. 10分より少ない      6. 全くしない

(8) 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）を読んだり、借りたりするために、学校の図書室や地域の図書館に行く回数

(全国学力・学習状況調査より)

ア 小学校第6学年

選択肢	1	2	3	4	5
平成26年度	2.3%	18.6%	31.3%	23.2%	24.7%
平成27年度	2.9%	12.6%	25.0%	30.9%	28.3%

イ 中学校第3学年

選択肢	1	2	3	4	5
平成26年度	1.6%	8.5%	11.0%	20.2%	58.5%
平成27年度	1.4%	4.1%	10.5%	19.9%	64.0%

1. 週4回以上      2. 週に1～3回程度行く  
 3. 月に1～3回程度行く      4. 年に数回程度行く  
 5. ほとんど、または、全く行かない

(9) 桶川市立図書館の利用統計（平成27年度実績）

ア 個人貸出

(ア) 貸出等

	市立	駅西口	川田谷	加納	全館
開館日数	285日	186日	285日	285日	1,041日
利用者数	41,275人	71,319人	6,651人	283人	119,528人
1日当たり	145人	383人	23人	1人	115人
利用冊数	134,953冊	208,241冊	23,879冊	540冊	367,613冊
1日当たり	474冊	1,120冊	84冊	2冊	353冊

<内訳>

	一般書	児童書	雑誌	紙芝居	CD	計	前年度
冊・点数	226,148	117,603	10,920	4,238	8,704	367,613	326,860

## (イ) 館内利用レーザーディスク(内 DVD)

利用人数	624 (9)
------	---------

## (ウ) レファレンス件数

口頭	電話	文書	合計
8,714	796	0	9,510

## イ 団体貸出

利用団体数	520
利用冊数	2,574冊

## ウ 貸出文庫

利用団体数	91
利用冊数	673冊

## エ 相互貸借

貸出	借受
2,517冊	3,894冊

## オ 広域利用統計

市町名	北本市	鴻巣市	上尾市	久喜市	伊奈町	計
利用人数	4,030人	996人	10,976人	409人	283人	16,694人
利用冊数	11,696冊	2,646冊	32,964冊	1,236冊	1,041冊	49,583冊

※利用冊数には、紙芝居・CD等の利用点数を含みます。

## (10) 桶川市立図書館の蔵書数(平成27年度末現在蔵書数)

区分	冊数
一般書	162,979冊
児童書	43,704冊
絵本	19,976冊
合計	226,659冊

区分	点数
L D	2,215点
D V D	298点
C D	4,876点
録音図書	8点

区分	点数
紙芝居	1,551点
逐次刊行物購入 タイトル数	
雑誌	140誌
新聞	15誌

## 2 子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施

策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。